# 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 （令和二年政令第十一号）

#### 第一条（新型コロナウイルス感染症の指定）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定める。

#### 第二条（法第七条の政令で定める期間）

法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

##### ２

法第七条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

#### 第三条（法等の準用）

新型コロナウイルス感染症については、法第八条（第二項を除く。）、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五、第五十七条（第五号及び第六号を除く。）、第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十四条まで、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。

#### 第四条（事務の区分）

前条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条の三（第二項、第四項及び第十一項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第二十六条の三（第二項及び第四項を除く。）、第二十六条の四（第二項及び第四項を除く。）、第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

##### ２

この政令は、第二条第二項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。

# 附　則（令和二年一月三一日政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年二月一三日政令第三〇号）

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

# 附　則（令和二年三月二六日政令第六〇号）

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

# 附　則（令和二年一〇月一四日政令第三一〇号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

##### ２

この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

##### ３

この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「旧令」という。）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

# 附　則（令和三年一月七日政令第四号）

この政令は、公布の日から施行する。